年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認長野地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

国民年金関係 1件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 2 件

厚生年金関係 2件

長野国民年金 事案 662

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 43 年 1 月から同年 12 月までの国民年金 保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂 正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和23年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年1月から同年12月まで

② 昭和49年1月から同年3月まで

申立期間①については、20 歳になってしばらくしてから国民年金の加入 手続を行い、20 歳からの国民年金保険料をすべて納付したにもかかわらず、 未納とされているのは納得できない。

また、申立期間②の国民年金保険料については、厚生年金保険加入期間 との重複により還付されているとのことであるが、還付を受けた記憶は無 いので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人は、「20 歳になってしばらくしてから国 民年金の加入手続を行った。」と主張しているところ、申立人の国民年金 手帳記号番号の前後の任意加入者の加入時期から、申立人は昭和 44 年 11 月ごろに国民年金の加入手続を行ったことが推認でき、申立人の所持する 国民年金手帳により、20 歳になった 43 年*月にさかのぼって国民年金の 被保険者資格を取得したことが確認できる。

また、特殊台帳(マイクロフィルム)により、申立人は、昭和 45 年 4 月に、申立期間①の直後である 44 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を過年度納付していることが確認できるところ、同時点において、申立期間①(12 か月)の保険料についても過年度納付することが可能であったにもかかわらず、これを未納のまま放置しておき、その後の 3 か月の保険料だけを納付したとは考え難い。

さらに、申立人は、申立期間①以外の国民年金保険料について、任意加

入期間も含め、すべて納付している。

2 一方、申立期間②については、申立人が主張するとおり、国民年金保険料を納付したことは確認できるものの、昭和 49 年1月から 50 年2月までは厚生年金保険被保険者期間であり、この期間を国民年金保険料納付済期間とすることはできないことから、申立期間②の保険料が還付されていることについて不自然さはみられない。

また、特殊台帳(マイクロフィルム)には、還付処理されたことが還付金額や還付決定日とともに記載されており、この記載内容に不合理な点は無く、ほかに申立人に対する国民年金保険料の還付を疑わせる事情も見当たらない。

さらに、申立人から聴取しても、国民年金保険料が還付されていないことをうかがわせる事情は見当たらない。

3 その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、 昭和43年1月から同年12月までの国民年金保険料を納付していたものと 認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)における資格取得日に係る記録を平成11年2月15日に、資格喪失日に係る記録を12年11月27日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を26万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和46年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成11年2月15日から12年11月27日まで 平成11年1月にA社に入社し、試用期間の後、同年2月から退職する12年11月まで正社員として継続して勤務しており、給与から厚生年金保険料も控除されていたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与明細書、B社が保管する従業員採用調書、所得税源泉 徴収簿及び健康保険被保険者確認通知書により、申立人は、平成11年1月4 日から12年11月26日までA社に勤務し、申立期間の厚生年金保険料を事業 主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与明細書の厚生年金保険料控除額から、26万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は申立人に係る資格取得の届出を失念した旨を認めていることから、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る平成11年2月から12年10月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間⑨の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を昭和57年1月1日に訂正し、申立期間⑨の標準報酬月額を19万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間⑨の厚生年金保険料を納付する義務を 履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和42年4月1日から同年9月20日まで

- ② 昭和43年11月1日から同年12月1日まで
- ③ 昭和43年12月1日から同年12月17日まで
- ④ 昭和44年2月16日から同年7月1日まで
- ⑤ 昭和46年6月21日から同年9月1日まで
- ⑥ 昭和47年5月31日から同年10月1日まで
- (7) 昭和49年2月25日から同年5月1日まで
- ⑧ 昭和55年10月1日から56年6月1日まで
- ⑨ 昭和56年12月30日から57年1月1日まで

ねんきん特別便の年金記録のお知らせを見たところ、厚生年金保険の加入期間が、各事業所で自分が勤務していた期間と相違しているので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間⑨については、申立人が作成した昭和61年7月15日付けの履歴書に、56年12月末日にA社を退職した旨が記載されていること、及び雇用保険の被保険者記録により、申立人は、56年12月31日まで当該事業所に勤務していたことが認められる。

また、申立期間⑨当時の同僚で、証言が得られた3人は、いずれも当該事業所を退職した日とオンライン記録の厚生年金保険被保険者資格喪失日が

一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間⑨に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間⑨の標準報酬月額については、昭和56年11月の社会保険 事務所(当時)の記録から、19万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか 否かについては、当該事業所は破産しており、事業主も他界しているため確 認できず、このほか確認できる関連資料及び周辺情報は無いことから、明ら かでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業 主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所(当 時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が 無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間①及び②については、申立人と同時期にB社に入社したとされる 複数の同僚及び事業主からは、申立人の勤務実態について具体的な証言が得 られない上、申立人には当該事業所における雇用保険の被保険者記録も無い ことから、申立人の当該事業所における入社日及び離職日は特定することが できない。

また、上述の複数の同僚は、厚生年金保険被保険者資格の取得日が申立人 と同じ昭和 42 年 9 月 20 日であることが確認できる上、このうちの 1 名は、 「入社後一定期間は厚生年金保険被保険者になれなかった。」と証言してい る。

さらに、事業主は、「当時の社会保険手続については不明である。」と回答 しているほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確 認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

3 申立期間③及び④については、C社の同僚からは、当該期間の勤務実態について証言が得られない上、申立人には当該事業所における雇用保険の被保険者記録も無いことから、申立人の当該事業所における入社日及び離職日は特定することができない。

また、事業主は、「当時の関係書類は廃棄済みで、申立人を覚えている社員もいないので詳細は不明である。」と回答しているほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

4 申立期間⑤については、申立人と同時期にD社E支店において厚生年金保 険被保険者資格を取得している複数の同僚からは、申立期間の勤務実態につ いて証言が得られない上、申立人には当該事業所における雇用保険の被保険 者記録も無いことから、申立人の当該事業所における離職日は特定すること ができない。 また、事業主は、「当時の関係書類は処分済みで、申立人の在籍期間は確認できない。」と回答しているほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

5 申立期間⑥については、申立人と同時期にF社において厚生年金保険被保 険者資格を取得している複数の同僚は、いずれも申立人がいつまで勤務して いたのか不明である旨回答している上、申立人には当該事業所における雇用 保険の被保険者記録も無いことから、申立人の当該事業所における離職日は 特定することができない。

また、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主も他界しており、 ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認でき る関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 6 申立期間⑦については、G社の同僚からは、申立期間の勤務実態について 証言が得られない上、申立人には当該事業所における雇用保険の記録も無い ことから、申立人の当該事業所における離職日は特定することができない。 また、当該事業所は既に解散している上、当時の事業主も他界しており、 ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認でき る関連資料及び周辺事情は見当たらない。
- 7 申立期間®については、申立人は、A社における同僚で、申立人と同様に、 入社時期と厚生年金被保険者資格の取得日が一致していない複数の者は、い ずれも入社後すぐには厚生年金保険被保険者になれなかった旨を証言して いる。

また、申立人の雇用保険の被保険者資格取得日は、オンライン記録の厚生年金保険被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

さらに、当該事業所は破産し既に閉鎖している上、当時の事業主も他界しており、上述の複数の同僚からも、申立期間の勤務実態について具体的な証言が得られない。

8 これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間①から⑧までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和25年8月16日から同年11月21日までの期間及び26年1月23日から同年2月1日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所における資格取得日に係る記録を25年8月16日に、資格喪失日に係る記録を同年11月21日に訂正するとともに、資格取得日に係る記録を26年1月23日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、25年8月から同年10月までを6,000円、26年1月を7,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、昭和25年8月16日から同年11月21日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、事業主が26年1月23日から同年2月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和7年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和25年8月2日から26年2月1日まで

昭和24年8月9日から27年7月29日までの期間、B軍関係機関C(24年8月9日から26年7月1日までの期間に係る厚生年金保険事務については、A事務所)に継続して勤務したにもかかわらず、社会保険事務所(当時)の厚生年金保険の記録では、申立期間が空白となっている。

申立期間について、厚生年金保険の被保険者記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 D省E局(A事務所の後継機関)が保管するF軍従業員カードにより、申立期間のうち、昭和25年8月16日から同年11月21日までの期間及び26年1月23日から同年2月1日までの期間において、申立人がB軍関係機関のCを管理するA事務所に勤務していたことが認められる。

さらに、当該事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、当該期間当時、申立人と勤務形態が同様である複数の元同僚は、いずれも厚生年金保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人が当該期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和25年7月及び26年2月の社会保険事務所(当時)の記録から、25年8月から同年10月までは6,000円、26年1月は7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主(D省E局)は、保険料の納付に関する資料は現存しておらず、保険料を納付していたか不明としているが、昭和25年8月16日から同年11月21日までの期間については、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届も提出されるにもかかわらず、いずれの機会においても、社会保険事務所(当時)が当該届出を記録しないとは考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所への資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る25年8月から同年10月までの納入の告知を行っておらず、事業主は、同年8月から同年10月までに係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、昭和26年1月23日から同年2月1日までの期間については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所(当時)に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

2 申立期間のうち、昭和25年8月2日から同年8月16日までの期間及び同年11月21日から26年1月23日までの期間については、D省E局が保管するF軍従業員カードに申立人に係る勤務実態の記録が無い上、同局の記録に基づいてG事務所が作成した厚生年金資格確認票においても、申立人が厚生年金保険被保険者資格を取得した記録は確認できない。

このほか、申立人の当該期間における勤務実態及び厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が、厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成2年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を17万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を 履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和40年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年3月31日から同年4月1日まで

A社から親会社のB社へ平成2年4月1日付けで転籍した。勤務は継続しており、厚生年金保険料も継続して給与から控除されていたにもかかわらず、申立期間が空白となっている。申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した給与明細書及び雇用保険の記録により、申立人が同社及び親会社に継続して勤務し(平成2年4月1日にA社からB社に転籍)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間に係る標準報酬月額については、給与明細書の保険料控除額から、17万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤った旨を認めていることから、事業主が平成2年3月31日を申立人の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生年月日:昭和24年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和45年1月5日から同年7月1日まで 昭和45年1月から同年8月までA社B校に勤務し、その間の給与手取額 に変化がないのに、退職する直前1か月については年金記録があるが、その 前の申立期間については記録がない。申立期間について、厚生年金保険被保 険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

当時の複数の同僚の証言により、申立人は、申立期間において、A社B校に 勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚の証言によると、申立期間当時、同社同校には申立人のほかに3人の同僚が勤務しており、証言による入社日と同社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿による厚生年金保険被保険者資格取得日を突き合わせたところ、2人の同僚は入社時期から5、6か月後に被保険者資格を取得しており、もう1人の同僚は被保険者資格を取得していなかったことから、同社においては必ずしも社員全員を一律に被保険者資格を取得させる事情でなかったことがうかがえる。

また、同社は既に適用事業所を全喪している上、事業所は閉鎖しており、閉鎖登記簿からは同社の役員等の所在を確認することができず、当時の事業主から申立人の勤務状況や厚生年金保険料控除についての証言を得ることはできない。

このほか、申立人が申立期間において厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男(死亡)

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和13年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年8月30日から37年12月1日まで 申立人は高校を卒業後の昭和32年にA社に就職し、37年まで勤めていた のは確かである。しかし、社会保険事務所(当時)の厚生年金保険の記録で は、32年7月1日から同年8月30日までとなっており、納得できない。

申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

(注)申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

元同僚の証言により、申立人がA社に勤務していたことは推認できるものの、 勤務期間を特定するまでの具体的な証言は得られない。

また、元事業主の息子は、「申立期間当時、父親が社長であったが、既に他界している。申立人が勤務していたのは昔のことなので覚えていないし、社員名簿や賃金台帳等の書類は現存しない。」と証言していることから、申立人の当該事業所における勤務実態及び勤務期間は不明である。

このほか、申立期間について、申立人が事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。